

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等について

～ 労働基準法第33条 ～

建設業編

■労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、使用者は、法定の労働時間を超えて、または法定の休日に労働させることができます。なお、労働基準監督署長の許可が必要ですが、事態急迫のために許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

1 労働時間・休日の原則及び時間外・休日労働

【労働時間、休日の原則】（労働基準法第32条、第35条）

労働時間の限度は、原則として、1日8時間、1週40時間です。

また、少なくとも1週間に1日または4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。

【時間外・休日労働】（労働基準法第36条）

法定労働時間を超えて時間外労働させる場合や法定休日に労働させる場合には、あらかじめ労使で協定（様式第9号「36協定」）を結び所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

2 災害等による臨時の必要がある場合

例外規定

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合、上記の原則の労働時間を延長して、又は休日に働かせることができます。（労働基準法第33条）

なお、この場合、労働基準監督署長に許可申請または届出（様式第6号）を行うことが必要です。

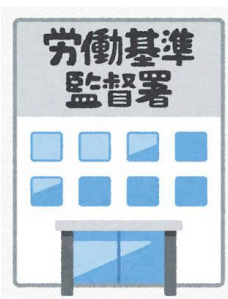
3 労働基準監督署長への許可申請・届出

労働基準監督署への許可申請や届出に際しては、所定の様式をご使用いただきますようお願いします。

また、このとき「災害その他避けることのできない事由」に当たるかを判断できる資料があれば、合わせてご提出ください。



非常災害等の理由による労働時間延長 休日労働許可申請書（届）（様式第6号）



時間延長が数日にわたる場合には、延長開始と終了月日及び各日の延長時間を記載し、時間延長が1日限りの場合、その月日と延長時間を記載して下さい。

非常災害等の理由による労働時間延長 許可申請書 休日労働 届		
事業の種類	事業の名称	事業の所在地
時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数
休日労働を必要とする事由	休日労働を行う年月日	労働者数

年 月 日

労働基準監督署長 殿

備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。



石川労働局 各労働基準監督署（金沢・小松・七尾・穴水）

4 災害その他避けることのできない事由とは（許可基準）

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められません。
- ② **地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認められます。**例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれます。
- ③ **事業の運営を不可能とさせるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認められますが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認められません。**例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれます。
- ④ 上記②及び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認められます。

上記の許可基準による許可の対象には、**災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれます。**

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれます。

上記の許可基準はあくまでも例示であり、限定列举ではありません。これら以外の事案についても労働基準法第33条の対象となることもあり得るものです。

労働基準法第33条に関するQ&A

Q1 許可基準②の「雪害」は、どういうものが、当てはまるのでしょうか。

A1 「雪害」については、**道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当します。**

具体的には、例えば、以下のような場合が含まれます。

- (1)安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合
- (2)人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合
- (3)降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合

Q2 労働基準法第33条は、労働時間を延長し、または休日に労働させることを可能にするのみですか。

A2 そのとおりです。そのため、労働基準法第33条によって時間外労働をさせた場合にも、割増賃金の支払いが必要です。

また、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより、疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

本パンフレットのお問い合わせは、石川労働局労働基準部監督課又は最寄の労働基準監督署へ



石川労働局 各労働基準監督署（金沢・小松・七尾・穴水）

（R2.11）